

町営体育館及び武道館の使用料

1 個人が町営体育館又は武道館を使用する場合

区分	使用単位	使用料	
		現行	改正後
中学校以下の児童生徒	午前、午後、夜間の区分とし、 それぞれ1人1回につき	30円	30円
高等学校の生徒		50円	50円
上記以外の者		100円	100円

2 団体が町営体育館の主競技場（ステージを含む。）を使用する場合

(1) アマチュアスポーツに使用する場合

区分		使用単位	使用料					
			日中		夜間		時間外	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
入場料を 徴収しな い場合	高等学校以下の児童 生徒のみが使用する	1時間に つき	630円	660円	780円	810円	940円	980円
	上記以外の場合		1,260円	1,320円	1,570円	1,640円	1,890円	1,980円
入場料を 徴収する 場合	高等学校以下の児童 生徒のみが使用する		1,260円	1,320円	1,570円	1,640円	1,890円	1,980円
	上記以外の場合		2,520円	2,640円	3,150円	3,300円	3,780円	3,960円

(2) その他の催し物に使用する場合

区分			使用単位	使用料					
				日中		夜間		時間外	
				現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
入場料を 徴収しな い場合	平日		1時間に つき	3,150円	3,300円	3,930円	4,120円	4,720円	4,950円
	平日以外の日			3,780円	3,960円	4,720円	4,950円	5,670円	5,950円
入場料を 徴収する 場合	営利を目 的としな い場合	平日		6,300円	6,610円	8,190円	8,590円	9,450円	9,920円
		平日以外 の日		7,560円	7,930円	9,450円	9,920円	11,340円	11,900円
	営利を目 的とする 場合	平日	7,870円	8,260円	9,840円	10,330円	11,810円	12,400円	
		平日以外 の日	9,450円	9,920円	11,810円	12,400円	14,170円	14,870円	

3 団体が町営体育館のトレーニング室、卓球室又はステージのみを使用する場合

区分		使用単位	使用料					
			日中		夜間		時間外	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
アマチュアスポーツに使用する場合	高等学校以下の児童生徒のみが使用する場合	1時間につき	150円	150円	190円	190円	230円	240円
	上記以外の場合		310円	320円	390円	400円	470円	490円
その他の催し物に使用する場合	平日		780円	810円	980円	1,020円	1,180円	1,230円
	平日以外		940円	980円	1,180円	1,230円	1,410円	1,480円

4 団体が武道館を使用する場合

(1) アマチュアスポーツに使用する場合

区分		使用単位	使用料					
			日中		夜間		時間外	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
入場料を徴収しない場合	高等学校以下の児童生徒のみが使用する場合	1時間につき	420円	440円	520円	540円	630円	660円
	上記以外の場合		840円	880円	1,050円	1,100円	1,260円	1,320円
入場料を徴収する場合	高等学校以下の児童生徒のみが使用する場合		840円	880円	1,050円	1,100円	1,260円	1,320円
	上記以外の場合		1,680円	1,760円	2,100円	2,200円	2,520円	2,640円

(2) その他の催し物に使用する場合

区分			使用単位	使用料					
				日中		夜間		時間外	
				現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
入場料を徴収しない場合	平日	1時間につき	2,100円	2,200円	2,620円	2,750円	3,150円	3,300円	
	平日以外の日		2,520円	2,640円	3,150円	3,300円	3,780円	3,960円	
入場料を徴収する場合	営利を目的としない場合		平日	4,200円	4,410円	5,460円	5,730円	6,300円	6,610円
			平日以外の日	5,040円	5,290円	6,300円	6,610円	7,560円	7,930円
	営利を目的とする場合	平日	5,250円	5,510円	6,560円	6,880円	7,870円	8,260円	
		平日以外の日	6,300円	6,610円	7,870円	8,260円	9,450円	9,920円	

5 附属施設及び設備を使用する場合

区分		使用単位	使用料	
			現行	改正後
放送設備		1回につき	210円	220円
給湯 シャワー	団体	1時間につき	1,050円	1,100円
	中学生以下の児童 生徒	1人1回につき	30円	30円
	高等学校生徒		50円	50円
	上記以外の者		100円	100円
フロアシート		1枚につき	105円	110円
集会用椅子		1脚1日につき	5円	10円
持込電気機材		1キロワット1時間 につき	25円	110円
ジェットヒーター		1台1時間につき	210円	220円 (燃料代を除く。)

備考

- 1 個人が使用する場合の使用単位のうち、「午前」とは午前9時から午前12時までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時から午後10時までをいう。団体が使用する場合の使用単位のうち、「日中」とは午前9時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時から午後10時までを、「時間外」とは日中及び夜間以外の時間をいう。
- 2 「中学校以下の児童生徒」とは中学校以下の生徒、児童その他これらに準ずる者を、「高等学校以下の児童生徒」とは高等学校以下の生徒、児童その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「入場料を徴収する場合」とは入場料、会費、会場整理券その他名義のいかんを問わず、入場することに関し入場の対価を必要とする場合又はこれに類する場合をいう。
- 4 入場料を徴収する場合の時間とは開場から閉会までとし、リハーサル、仕込、撤収等の時間の使用料は上記使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 5 「平日以外の日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。
- 6 町営体育館の主競技場及び武道館の半分を使用したときの使用料は、上記使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 7 団体が、アマチュアスポーツ以外の催し物で附属施設及び設備を使用する場合の使用料は、上記使用料の2倍の額とする。
- 8 使用時間が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
- 9 上記により計算した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。